

【概要】茨木市開発指導要綱施行基準の一部改正（令和2年1月8日施行）

■主な改正内容

- ・「寄宿舍」の定義について、建築基準法上における取扱いを準用するため、「寄宿舍」の項目を削除します。（第30）
- ・「高齢者向け共同住宅」の定義について（第30及び第33）
 （現行） 高齢者向け優良賃貸住宅補助制度を受けて建築する共同住宅及び高齢者向けに対応した共同住宅
 （改定後） 老人福祉法に基づく老人福祉施設（入所施設に限る。）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者向けに対応した共同住宅
- ・建築基準法施行令の一部改正に伴い、該当する政令を引用する箇所を改正します（第34）

現 行				改 正 後			
第34 周辺空間の確保基準（要綱第25条第1項第5号関係）				第34 周辺空間の確保基準（要綱第25条第1項第5号関係）			
1 (略)				1 (略)			
2 建築物の外壁の後退				2 建築物の外壁の後退			
制限区域内敷地における周辺空間の確保については、建築物の外壁後退により行うものとし、建築物の形式及び用途等の区分に従い、次表及び次図に示す全ての項目に適合しなければならない。				制限区域内敷地における周辺空間の確保については、建築物の外壁後退により行うものとし、建築物の形式及び用途等の区分に従い、次表及び次図に示す全ての項目に適合しなければならない。			
項	適用範囲		適用基準	項	適用範囲		適用基準
	用途地域・開発区域	建築物の形式・用途			用途地域・開発区域	建築物の形式・用途	
1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	全て	①北側敷地境界から1.0m以上。ただし、建築基準法施行令第135条の21に該当するものはこの限りでない。 ② (略)	1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	全て	①北側敷地境界から1.0m以上。ただし、建築基準法施行令第135条の22に該当するものはこの限りでない。 ② (略)

■実施時期等

- ・令和2年1月8日施行
- ・施行日までは改正前の基準が適用となります。

(問い合わせ先)
 茨木市
 都市整備部 審査指導課 指導係
 直通電話 072(620)1661
 FAX 072(620)1730
 mail:shinsashido@city.ibaraki.lg.jp